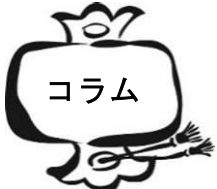




ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

一流の人はなぜ風邪をひかないのか？

P1

(裴英洙 著 / ダイヤモンド社)

かつてバカは風邪ひかないなどと言われてきましたが、それとは真逆のこんなタイトルの本を見つけたので、早速買って読んでみました。

風邪をひくかどうかは、もちろん頭の良し悪しではなくて、いわゆる身体の丈夫さ、免疫力とか抵抗力、それに対策をどれだけ取っているかが重要だと思います。

風邪をひいて熱が出たり喉が痛くなると、仕事を休まざるを得なくなります。しかし、熱が出たり喉が痛くても、仕事を休めない人もいます。立場のある人、重要な仕事をしている人ほど休めないことでしょう。一流の人こそ風邪をひけないので、そのための対策をしっかりとやっている。それがこのタイトルの趣旨でした。

では、その人たちはどういう対策をしているのか。この本では、裴英洙という医師が、EBM（科学的根拠に基づく医療）という考えのもと、何となくではない「正しい風邪対策」を教えてください。

実は私は、過度の疲労や睡眠不足、不摂生には気を付けているつもりですが、特に意識的に風邪対策をしてるつもりはありません。それでも、幸いなことにほとんど風邪をひいて熱が出たこともありませんし、インフルエンザにかかった記憶もありません。

しかし、この本を読んで、唖然としました。風邪をひかないための対策としてチェック項目が挙げられてますが、私はそれらの項目をしっかりと実行できていたわけではなく、むしろリスクの高い行動をたくさんとっていることに気づかされました。

例えば手で顔の一部を必要以上に触らないというのがあります。もともとアレルギーのある私は、目とか鼻とかを普段から擦り回っております。それに、手洗いは普通程度にしますが、うがいなど気になるときにしかしていません。人混みを避けているわけでもなく、多くの人に触るところもしっかり触っています。まさにリスクまみれですね。

それでも風邪をひいたりインフルエンザにかからないのは、たまたまなのか、身体的に恵まれてきたからなのか、バイ菌まみれで育って免疫力がアップしたのか、正確にはわかりません。感染しても症状が出ないこともあるようですので、もしかしたら気づいてないだけで、周囲にウィルスを撒き散らしていたのかもしれない。

ただ、普段無意識にやっているいろんなリスクの高い行動は、今後何か重要な時に大きな危険をもたらす可能性がありますね。これまで大丈夫だったからと油断してはいけなさと、改めて思いました。

これからは、周囲への影響もふまえて、しっかりと対策を実行していきます。皆様も、正しい知識を得て、正しい対策を取られることをお勧めします。





情報

P2

個人版事業承継税制が創設されました！

平成31年度税制改正大綱において、個人事業者が事業承継を行う際の税負担をゼロとする新しい制度が創設されました。

① 後継者の承継時の現金負担をゼロにします。

納税額の全額（100%）が納税猶予されます。

② 多様な事業用資産が対象です。

事業を行うために必要な、多様な事業用資産が対象です。

○土地・建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで。）

○機械・器具備品

（例）工作機械・パワーショベル・ガソリン給油機・冷蔵庫・診療機器等

○車両・運搬具

○生物（乳牛等、果樹等）

○無形償却資産（特許権等）等

③ 相続税だけでなく、贈与税も対象です。

生前贈与による、早め早めの事業承継の準備を応援します。

④ 10年間の時限措置です。

2019年1月1日～2028年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象です。

【注1】制度を活用するためには、

①経営承継円滑化法に基づく認定が必要です。

②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出する必要があります。

【注2】既存の事業用小規模宅地特例との選択制です。

詳細は弊所担当者までまでお尋ねください。



情報

今年のふるさと納税は早めがお得？

自治体への寄附額のうち2,000円の自己負担を除き、所得税・住民税より税額控除が受けられ、そのかわりに返礼品がもらえるふるさと納税ですが、一般的にも浸透して年末に駆け込みで行われる方も多いのではないのでしょうか。

平成31年度税制改正大綱において、ふるさと納税制度の対象となる基準として、返礼品の返礼割合を寄附額の3割以下とし、地場産品に限ることとされました。（次ページに続く）

※新たにハクシヨンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX



(前ページより続き)

P3

従前からこの基準については政府から自治体への要請がされてきましたが、ついに法改正に踏み切ったこととなります。

この基準に適合しなくなると認められる場合には、指定を取り消されることとなり、その場合には寄附金税額控除が受けられなくなってしまいます。

この改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用されますが、対象外となる自治体の選定はそれ以前に行われるであろうことから、自治体によっては早めに対策、つまり対象外となる返礼品を除外してくる可能性が予想されます。

特に、現状で人気の高い自治体や返礼品については、今年は早めにふるさと納税を行ったほうがよいかもしれません。
(記事担当：井上)



TKC 全国会提携商品

「対話型当座貸越（無保証）」のご案内

株式会社商工組合中央金庫（商工中金）がTKC全国会との提携商品として「対話型当座貸越」の取扱いを開始しました。

【商品の特徴】

- (1) 関与企業様があらかじめ当座貸越契約を締結いただいていることで、資金が必要な場合には、簡易な手続きで資金調達が可能となります。
- (2) 無担保かつ個人保証は不要です。
- (3) 極度枠の設定のための3者面談を必須としています（年1回）。
- (4) 業況が思わしくない場合には、継続MASシステムを利用した経営改善計画書の提出が求められます。

【対象企業】

以下の基準を全て満たす法人が申込み可能です。（※融資には所定の審査が必要となります。）

- (1) 弊所にて2年以上巡回監査を実施していること。
- (2) 「TKCモニタリング情報サービス」で以下の帳表を提出できること。
決算書等提供サービスの基本帳表、中小会計要領チェックリスト、記帳適時性証明書（直近決算期の「◎」が6個以上）、税理士法33条の2第1項に規定する添付書面、月次試算表提供サービスの基本帳表（半期毎以上）。
- (3) 直近決算期が経常黒字かつ資産超過であること。そうでない場合には、継続MASシステムで作成した経営改善計画を提出できること。

ご希望のお客様は弊所担当者までお申し付けください。

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX